

2F-25

特15
650

164
145

訂 校

初學問答

全

020752-000-8

特15-650

初學問答

栗本 彦七 / 刊

M27

ABI-0573



初學問答

神のこと

一 問 ちんちをつくりしものはたれや
答 神なり

二 神はなんぢのほかになにをつくり給ひしや

○神はまろづのものをつくり給へり

三 神はなおもゑにちんちどよろづの物を造給ひしや

○神みづからの威光をあらはし給はんとてなり

四 なんぢはいかにして神の威光をあらはしうるや

○神をあいしそのをしへをまもるによりて顯はしうるなり

五 なんぢはなにのゑに神の威光をあらはすべきはづなるや

○神われをつくり又われをまもり給へばなり

六 かみはいくはしらあるや

○神たゞひとはあらなり



(一)

- 七 ○このひとはまらの神をいくつにわかちいふや
○三あり
- 八 ○そのみつはなんぢや
○父と子と聖靈なり
- 九 ○かみはいかなるものぞや
○神は靈なるものにて人のごとく體はなきなり
- 十 神はいづこにいますや
○神はいまさいるところなし
- 十一 なんぢ神をみることをうるや
○いなわれは神をみることをあたはずされどのみはつねにわれをみたまふなり
- 十二 神はよろづのことのをまゐり給ふや
○しかり神にはなににてもかくすこと能はざるなり
- 十三 神はよろづのことをなしえ給ふや
○しかり神はろのきよきみこしるのまゝになし給ふなり

- 十四 いかに神をあいま神にしたがふべきかをいづこよりまなぶや
○たゞ聖書のうちよりまなぶのみ
- 十五 聖書をあさしるせしものはたれぞや
○聖靈のしめしをうけたるきよき人なり
- 始祖のこと
- 十六 われらのはじめのあやハたれなりしや
○アダムエバなり
- 十七 神われらの始祖をなにものをもつてつくり給ひしや
○神づちをもてアダムのからだをつくりアダムのからだよりエバをつくり給ひしなり
- 十八 神アダムとエバにからだのほかになにを賜ひしや
○神はいつも死ぬまじきたましひを賜ひしなり
- 十九 汝からだのほかたましひをもてるや
○しかりいつも死ぬまじきたましひをもてるなり
- 二十 汝たましひをもてることをいかにしてまゐるや

○ろハ我神のここと後の世のこことを思量うればなり

廿一 神アダムとエバをいかなるものに造り給ひしや

○神彼等をきよく福なるものに造り給ひしあり

業の契約のここと

廿二 契約とはなんぞや

○かれとこれとやくそくすることなり

廿三 神アダムに對してなよの契約をたて給ひしや

○業の契約すなはちしわざによる報のちかひなり

廿四 業の契約のためにアダムのなすべきことは何ぞや

○神に全くしたがふことなり

廿五 業の契約のうち神はなにを約束し給ひしや

○アダム神にしたがは限なきいのちをむくいんとやくそくを給ひしなり

廿六 業の契約のうち神はなにをいましめ給ひしや

○アダム神にそむかば死をもつてみせんといましめ給ひしなり

廿七 アダムのわざのけいやくをまもりしや

○いな神にたいしてつみを犯せり

廿八 つみとハなんぞや

○つみとは神のおきてにかなはざることなり

廿九 かなはざるとはなにのこゝろや

○神のもともめ給ふことくならざること、せざることなり

三十 をかすとはなんのこゝろぞや

○神の禁じ給ひしことをなすなり

罪におつること

卅一 われらのはじめのをやのつみはなんぞや

○神の禁じ給ひしこのみをくらへることあり

卅二 このつみを犯すやうにいざないしものハたれぞや

○悪魔エバをいざないエバアダムに果を與へしなり

卅三 われらのはじめのをやはつみを犯せしときろの身にまにをうけしや

○きよくさいわいなるにひきかへてつみありてなやめるものとなれるなり

卅四 アダムはわざのけいやくをその身ひとりのためにのみうけしや

○いなすべての子孫に代りてこれを受しあり

卅五 アダムのつみが萬民にいのちをよぼせしや

○萬民つみありてなやめるありさまにうまるゝ也

卅六 われらがアダムよりうけつぎつるつみある性質をなにといふや

○原罪といふあり

卅七 つみはすべてなにのむくいをうくべきや

○神のおんいありとばつなり

卅八 たれにもせよつみある性質にて天に在ることをうるものあるや

○いなもしわれらのこゝろかはらざれば天に在ることあたはず

卅九 こゝろのあらることをなにといふや

○うまれかはるといふなり

四十 罪あるものゝこゝろをかはらすものは誰ぞや

○聖靈のみなり

四十一 業の契約によりてすくひをうくることをうるや

○いな業の契約によりてすくはるゝものあらず

四十二 なにゆゑにわざの契約によりて救はるゝものなきや

○人みちこれにそむきしによりてつみにさだめられたればなり

恩の契約のこと

四十三 父なる神はたれとめぐみの契約をたて給ひしや

○その始もなく終もなきおん子キリストとにもたて給ひしなり

四十四 キリストにめぐみの契約に於て誰の代となり給ひしや

○そのゑらびしひとびとのかはりとなり給へり

四十五 キリストはめぐみの契約に於て何を引受給ひしや

○その民のためにおきてをまつたくまもることゝその罰をうくべき

罪をあがふことをひきうけ給ひしなり

四十六 われらの主イエスキリストはすこしのつみにてもをかし給ひしとありしや

- いなキリストはきよくしてすこしの罪も犯し給ひしことなし
- 四十七 キリストは神のおん子あるにかで苦をうけ給ふべきや
- 神のおん子キリストはわれらの性質にて神のおきてに從ひ苦を受るために人となり給ひしゆゑなり
- 四十八 あがなひとはなんのこゝろぞや
- キリスト罪ある人にかはりておのれの苦と死によりて神の公義を満足し給ふことなり
- 四十九 父なる神はめぐみの契約になにを約束し給ひしや
- キリストのあがなひにあづかるものを義となし聖となし給ふことあり
- 五十 義とすることはなんぞや
- それは神がつみある人をゆるして罪を犯さざるものゝことくめしらひ給ふことなり
- 五十一 聖とすることはなんぞや
- これは神がつみある人のこゝろとおこなひをきよくし給ふことなり

- 五十二 キリストはたれのために神のおきてにしたがひ苦をうけ給ひしや
 - 父なる神がキリストにお賜りたるものゝためあり
 - 五十三 キリストはいかに世をおくり給ひしや
 - 貧苦に世をおくり給へり
 - 五十四 キリストの死給ひしさまはいかにありしや
 - くるしくはづかしき十字架に死たまへり
- 救のこと
- 五十五 すくはるゝものはたれぞや
 - 罪をくいキリストを信じてよきおこなひをなすものゝみあり
 - 五十六 くゆるどのなんぞや
 - つみは神のみこゝろにかかはぬものゆゑこれをうれひにくみてやむることあり
 - 五十七 キリストを信ずるとはなんぞや
 - すくひをたゞキリストにのみたのむことあり
 - 五十八 なんぢおのれのちからによりてくゆるごとくキリストを信ずることをうるや

○いぢわれら神の聖靈のたすけにあらざれば一もよきことをなすことあたはず

五十九 汝はいかおしてせいれいのたすけをねらるゝや

○汝われらに曰しごとく神に聖靈を祈るあり

キリストのこと

六十 いまよりいく年さきにキリストは死給ひしや

○一千八百餘年さきなり

六十一 キリストきたり給ひざるまへに神をうやまふ人はいかにして
すくひをうけしや

○きたらんとする救者を信するによりてなり

六十二 その信仰することをいかにあらはせしや

○神に性をさぐるによりてなり

六十三 この性はなにをあらはすや

○罪人のために死んとする神のこひつじキリストをあらはすなり

六十四 キリストになんの職ありや

○キリストよはみつの職あるなり

六十五 その職はなんぢや

○預言者と祭司と王の職あり

六十六 キリストはいかにして預言者の職をなし給ふや

○キリストは我等を救はん爲にろの言と聖靈をもて神の御むねを教
示して預言者の職をなし給ふなり

六十七 キリストはいかにして祭司の職をなしたまふや

○われらの罪のために死しまたわれらのために神にとりあして祭司
の職をなしたまふなり

六十八 キリストはいかにして王の職をなしたまふや

○われらをおさめまもりすべての仇を壓へ勝ことによりて王の職をなしたまふなり

六十九 汝なに故にキリストを豫言者とたのむや

○そはわれおろかなるによりてあり

七十 汝おにゆゑキリストを祭司とたのむや

○われつみあるによりてなり

七十一 汝なゆゑにキリストを王とたのむや

○われよくして且たすけなきによりてなり

十誠のこと

七十二 神サイナイの山にていくつの誠をあたへ給ひしや

○十のいましめなり

七十三 その十のいましめをなにといふや

○十誠といふなり

七十四 はじめの四のいましめはなにををしふるや

○われらが神につかふべきことををしふるなり

七十五 おはりの六のいましめはなにををしふるや

○ひとへにおのがつとめかこなふべきことを教ふるなり

七十六 十誠のおほむねはなんぞや

○こゝろをつくして神をあいしまたおのれをあいすることとあり

をあいすることなり

七十七 なんぢのとなりといふはたれぞや

○すべてのひとへはみなわがとありなり

七十八 神をあいしてしたがふものを神はこのみ給ふや

○しかり神はれを愛するものを愛すとのたまへり

七十九 神を愛せざるものを神はにくみ給ふや

○しかり神はつねに罪をいかり給ふされど人を愛し給ふなり

八十 第一のいましめはなんぞや

○第一のいましめこれなり汝われのほか他のものを神とすべからず

八十一 第一のいましめはわれらになにを教るや

○ひとりの眞の神を拜することを教るなり

八十二 第二のいましめはなんぞや

○汝おのれのために偶像また上は天下は地ならびに地の下の水の中にある凡ての物の形を造りこれを拜むべからずまたいざなわれて

これを祭るべからずそはわれ汝の神エホバはわが威光を他へ歸せ
るをゆる神さいるなればわれをにくむものをバそのつみを罰し父
より子よおよほして三四代にいたりわれを愛しわが掟をまもるも
のをばこれに恩をほどこして千代にいたるべければなり

八十三 第二のいましめはなにを教ふるや

○しかるべきやうに神をおがむこと、偶像をさくることを教ふるなり

八十四 第三のいましめはなんぞや

○汝の神エホバの名を徒に口にわぐべからずそのエホバはその名を
徒に口にわぐるものを必罰して赦さなければなり

八十五 第三のいましめはなにを教ふるや

○神のみなどみことばとみわざを尊敬することををしふるなり

八十六 第四のいましめはなんぞや

○汝安息日をきよく守らんためにこれを誌よ六日の間ははたらきて
汝の一切の業をあすべし第七日は汝の神エホバのためにする安息

の日なりこの日にはなにの業をもなすべからず汝も汝の女子もま
た汝の僕婢家畜および爾の邑の門の内に寄寓する人もみなしかり
そはエホバ六日の間に天と地と海とそのなかのすべての物を造り
てあぬかめに息たるによりエホバ安息日をめぐみの日となしまた
これをきよき日となしたればなり

八十七 第四のいましめはなにを教ふるや

○安息日をまもりて聖日とすることを教ふるなり

八十八 キリストのみちの安息日は一週間のうちいづれの日なるな

○主の日といふ一週間のはじめの日なり

八十九 なにゆゑに主の日といふや

○キリストはこの日によみがへりたまひしゆゑに主の日といふなり

九十 いかにして安息日をまもるべきや

○神をいのりさんびし聖書をきくあるいはこれをよみまた人によき
ことをなしてまもるなり

九十一 第五のいましめはなんぞや

○汝の父母をおもんせよこれ汝の神エホバの汝にたまふところの地に汝の命をながらしめんがためなり

九十二 第五のいましめはなにを教るや

○父母および君とめうへを愛しこれにしたがふとを教るなり

九十三 第六のいましめはなんぞや

○汝人を殺すべからず

九十四 第六のいましめはなにを教るや

○いかりの情をふせぐことを教るなり

九十五 第七のいましめはなんぞや

○汝姦淫することなかれ

九十六 第七のいましめはなにを教るや

○こゝろとことばとおこなひをいさぎよくするをしふるあり

九十七 第八のいましめはなんぞや

○汝偷盗むことなかれ

九十八 第八のいましめはなにを教るや

○正直にゐることとつとめおこたらざることを教るなり

九十九 第九のいましめはなんぞや

○汝いつはりごとの證人となりて人を誣べからず

百 第九のいましめはなにを教るや

○まことをいふことを教るなり

百一 第十のいましめはなんぞや

○汝人の家をむさぼるべからずまた汝人の妻とろの僕婢牛驢などす

べて人のものは何をもむさぼるべからず

百二 第十のいましめはなにを教るや

○おのれの分限をまもることを教るなり

百三 ひどくこの十誠をまつたくまもることをうるや

○しからずアダムがつみにおちいりしよりこのかたこの十誠をまつ

たくまもりしものはひとりもなくまたいまもまもりうるものあら
ずたゞ耶蘇のみ神にして人となりたまひしゆゑこれをまつたくま
もりたまひしなり

百四 十誠はわれらになんの益ありや

○十誠はわれらのつとむべきことを教へまたわれらが救者のなかる
べからざるをあらはずなり

祈禱のこと

百五 いのりはなんぞや

○神のみこゝろにかなふことをねがふなり

百六 われらたれの名によりていのるべきや

○たゞキリストの名にのみよるべし

百七 キリストわれらがいかにいのるべきかをしるようになにを賜ひしや

○主のいのりあり

百八 主のいのりとはなんぞや

○天よ在す我儕の 父よ願はくは御名を尊崇させ給へ 願はくは御

國を臨らせ給へ ねかばくは御意の天に成てどく地にも行せ給へ

われらに日用の食を今日もあたへ給へ われらが己の負債人を免

す如くわれらの負債を免し給へ われらをこゝろみに遇せ給はず却

てわれらを悪より救いだし給へ 御國と權と榮はとこしなへに神

の有ち給ふものなれば如此これをねがひたてまつる

百九 主のいのりのうちにいくつのねがひありや

○六なり

百十 第一のねがひはなんぞや

○御名のわがめられんとをどねがひなり

百十一 第一のねがひにわれら赤にをもとむるや

○われらとすべての人が神の御名をうやまふとをねがふなり

百十二 第二のねがひはなんぞや

○御國の臨らんとをどねがひなり

百十三 第二のねがひにわれらなにをもとむるや

○福音の世界にひろまりわれらとすべての人がこれを信じこれにし
たがはんとをねがふなり

百十四 第三のねがひはなんぞや

○御意の天に成てどく地にも行はれんとをとなり

百十五 第三のねがひにわれらなにをもとむるや

○神の使天に於てつかへ奉るどくひとく地に於てもつかへたて
まつらんとをねがふなり

百十六 第四のねがひはなんぞや

○われらに日用の食を今日もあたへ給へとなり

百十七 第四のねがひにわれらなにをもとむるや

○神われらのからだをたましひに必要あるものを悉くたまはらんと
をねがふなり

百十八 第五のねがひはなんぞや

○われらが己の負債人をゆるすどくわれらの負債をゆるし給へとなり

百十九 第五のねがひにわれらなにをもとむるや

○神キリストの御ためにわれらの罪をゆるし給はんことゝわれらを
害するものをゆるすことゝをわれらに起させ給はんをねがふなり

百廿 第六のねがひはなんぞや

○われらをこゝろみに遇せ給はず却てわれらを悪より救いだし給へとなり

百廿一 第六のねがひにわれらなにをもとむるや

聖禮典のこと

百廿二 新約の禮典はいくつありや

○ふたつなり

百廿三 そのふたつはなんぞや

○バプテスマと主の晩餐なり

百廿四 この禮典をたてしものはたれぞや

○主耶蘇キリストなり

百廿五 キリストはなにゆゑにこの禮典をたて給ひしや

○その門徒たちを世の人とことにしまたでしたちの心を安んじなぐ
さめて力を與へ給はんがためなり

百廿六 パプテスマをおこなふになにをもち給るや

○水をもち給るなり

百廿七 それはなんの義をあらはすや

○われらがキリストの御血にてつみをあらひきよめられしことをあらはすなり

百廿八 われらたれの名にいれられてパプテスマを受るや

○父と子と聖靈の名にいれられてうくるなり

百廿九 パプテスマをうくべきものはたれぞや

○信するものとその子どもなり

百三十 をさなごがな故にパプテスマをうくべきや

○そをさなごも罪ある性質をもちすくひぬしがなければならぬも

のにしてその親どもに神の誓とその御教會にふくまれたるもの
なればなり

百卅一 キリストはをさなごをかへりみ給ふや

○しかり耶蘇はをさなごをゆるせわれにきたるをいましむるなか
れ天國にをるものいあくのごときものなりとのたまへり

百卅二 なんぢパプテスマをうけし故になにようのものおてあるべきや

○キリストにまことにしたがふものたるべきなり

百卅三 主の晩餐はなんぞや

○キリストの死と苦を憶るためにパンをくらひ葡萄酒をのむなり

百卅四 うのパンはなにをあらはすや

○われらのつみのためにキリストのさかれ給ひし御體をあらはすなり

百卅五 その葡萄酒はなにをあらはすや

○われらのすくひのためにキリストのながし給ひし御血をあらはすなり

百卅六 主の晩餐にあづかるべきものはたれぞや

○そのつみをくひすくはれんためにキリストを信じ人をあいするもののみなり

よみがへること

百卅七 キリストは十字架につけられしのち墓にとまり給へるや

○いなろの死しのち三日めに墓よりよみがへり給へり

百卅八 キリストいまいづこにいますや

○つみ人のためにとりなしたまふて天にいます也

百卅九 キリストふたゝびきたり給ふや

○しかり世の人をさばるんためをはりの日にきたり給ふべし

百四十 ひとくゝ死るときはいかになるや

○ろのからだはつちにかへりたまひしは霊の世界にいるなり

百四十一 死しひとびとの肉體のよみがへらせらるゝや

○しかりラツパならんとき死し人よみがへらせられんとしるされたり

百四十二 悪人はさばきの日にいかになるや

○ちどくになげいれらるべし

百四十三 ちどくどいかなるところや

○おそるべくしてをばりなき苦のあるところなり

百四十四 さばきの日に義人はいかになるや

○天にあげらるべし

百四十五 天といふいかなるところや

○榮光と歡樂とこしなへにしてたゝしき人の主とともにかぎりなく
をるところなり

明治廿七年一月十一日印刷
明治廿七年一月十日發行

發行者

栗本彦七

東京市京橋區築地二丁目
二十一番地

印刷者

本多耕造

同日本橋區北島町一丁目
二十三番地

童蒙道とるべ 田村直臣君著 定價廿五錢

基督教を信する理由 田村直臣君著 定價十八錢

ウエスト女史遺訓 竹越竹代君著 定價十五錢

奇談集 松村介石君編 定價十二錢

童子 櫻井ちか子著 定價十五錢

べつれへむの星 一二三館編 定價八錢

修身譚 平井光子著 定價五錢



初學問答奧附